

愛隣館研修センターNEWS

〒612-8141 京都市伏見区向島二ノ丸町 151 Tel:075-621-3849 Fax:075-621-1579
 E-mail:airinday@sunny.ocn.ne.jp http://www.airinkan.net 振替:01020-5-39321
 締集発行所:社会福祉法人イエス回 愛隣館研修センター 発行責任者:平田義

85号

今国会において、超党派で組織される「尊厳死法制化を考える議員連盟」を中心に、「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法案（尊厳死法案）」が提出されようとしています。私たちは、強い危機感を持って、法案成立を阻止しなければとの思いです。今、なぜこのような法案が提出されようとしているのか。どこに問題があるのかについて、ALSの母を介護してこられ、「逝かない身体—ALS的日常を生きる」（医学書院）で第41回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞された川口有美子さんに執筆していただきました。是非ご一読ください。

「脳死」臓器移植法の次は尊厳死法

NPO法人さくら会理事 川口有美子

テレビでは首相官邸前の市民によるデモ行進を中継している。12万人も集まったそうだが、原発再稼働騒ぎに紛れるようにして尊厳死思想に彩られた法案が上程されようとしている。震災以来、日本は未来を見失った。そして、どさくさにまぎれるようにして上程されようとしているのが自己決定による「死」を認める法だ。「患者の意思の尊重」と言えば聞こえはいいが、歴史的思想的な背景をもつ法案である。尊厳死議連は120名を超過、名簿を見ると障害者問題では常にこちら側に立って政府と交渉をしてくれた議員もいる。こうしてみても「尊厳死」は市民権を得ているのがわかる。しかし、「尊厳死」とはいかなる死であろうか。

議連の事務局長、あべ俊子氏も議員は終末期医療のことなどあまり考えていないから、一斉投票になれば可決だと言う。そして、「尊厳死協会は議連に日参して、何としても治療停止を法制化したいと強く訴えているのに、あなたたち（障害者）は一度も来なかつたらダメなのよ」と言われた。だが、あべ議員も尊厳死協会の会員も、日本尊厳死協会の前身が日本安楽死協会であったことは知らないのではないだろうか。

安楽死と言えば、ナチのT4政策を思い出す。ナチは障害者を大虐殺したが、日本安楽死協会も生産性がない高齢者を抹殺しようとして法案を上程したし、初代理事長の太田典礼は障害児が生まれないよう自分の名前を冠した「太田リング」を開発した。*1

*1 「恐ろしい医師たち—ナチ時代の医師の犯罪」ティル・バスティアン（著）、Till Basti an（原著）、山本 啓一（翻訳）、かもがわ書店

歴史的にも社会は優生思想を合法化してきた。日本でも安楽死の法は繰り返し上程を目指してきたが、前回は2004,5年頃だった。「痛み分け」の機運が高まり、小泉政権は社会保障費削減政策として障害弱者に対する切り詰め政策を行った。当初は青天井だった支援費制度から障害程度区分と認定審査会をビルトインした障害者自立支援法へ。延命治療の不開始と停止のための法案もその時上程されかけた。だが国会は解散になり、法律制定には繋がらなかったが、富山の射水市民病院で7名の入院患者から独断で呼吸器を外した医師が家族にとっては「良い医者」であったために、医師の免責のためにも法律が必要ということになっていった。今度の法案も、患者のための法律と謳っているにも関わらず、第一義的には「医師の免責」を目的とするものだ。

昨年の秋くらいから再び法案上程の噂はあるが、こちらは命を救う介護職員等によるたんの吸引等の法制化に全力を尽くしていたので対応が遅れた。だが年を越すと子どもの支援をしているバクバクの会からたび重なる情報提供があり、高齢障害者を抱えるさくら会としても情報収集を開始したところ、議連が法案を作っていることが判明した。

そこで私たちの意見も聞いてほしいということで、私はTBSのラジオ番組に出演中の議連会長の増子氏に電話を通してコメントをしたりした。その時の録音を、バクバクの会の大塚さんが文字起こしてくれたのだが、私は増子会長の「個別に対応していたのでは法律など作れない」との一言に、ブチ切れ上ずっていた。

これを書いている間にも、6歳未満の子から「脳死」臓器提供があった。子どもは事故で「低酸素脳症」になった段階で医師から親に打診があり、親が提供を申し出てしまった。

これは低酸素脳症の段階で臓器提供の決定がなされ、そのための準備が開始されたということである。命の切り捨ては法律に規定された「脳死」という状況を待たず、ずっと前倒しに始まっていた。低酸素脳症はいわゆる遷延性意識障害に移行する前段階であり、奇跡的に完治したケースも少なくない。子どものだからなおさら一か八かができる限りの治療が展開されてもいいはずなのだが、両親は他人の身体の中に自分の子のパートを提供し、他人の一部として生かす選択をした。報道機関はこぞって親の勇気ある善行を絶賛したが、あらゆる治療を尽くされなかつた子は、言ってみればこの法律の犠牲者である。

こうしてみても、尊厳死法と「脳死」臓器移植法は近い。後者の法では家族は子の承諾なしに臓器提供できるのだから、安樂死を実行可能なものにしてしまったことになる。自己決定できない子どもの命を救うか捨てるかを親が決めるのだから、重度障害を「持つかもしれない子」はこの先ますます生きられなくなる。尊厳死法は自己決定できることを売りにしているが、治療をしないことを決定するのは医師や家族なので、結局のところは安樂死とそう変わらない。このたびの尊厳死の法制化は「脳死」臓器移植法によく「たんなる延命」のはるか手前で治療の不開始と停止が全国民に拡大することになるだろう。



「復帰？」40年を迎えた「琉球」からの問いかけ

平田 義

今年も、イエス団京都ブロックの「沖縄平和研修」で「復帰」40年を迎えた沖縄に行って来ました。「復帰40周年」という節目に、あらためて、「日本」と「沖縄」の関係について考えさせられました。そもそも「復帰」という言葉が正しいのかという問い合わせがあります。「本土復帰」と言われてきましたが、もともとは600年以上にわたる琉球王国の歴史があります。1879年に武力を背景に琉球併合（琉球処分）を行い、日本が敗戦を迎える1945年までの数十年間を日本帝国主義の支配下においただけなのです。琉球の人々の眞の思いをくみ取ることなく、「日本」とアメリカの都合だけで「日本」に「再併合」させたともいえるのではないでしょうか。

「本音の沖縄問題」（仲村清司著・講談社現代新書）という本の帯に次のような言葉がありました。「裏切りと失望、依存と反発の40年。すべての問題は、1972年5月15日に始まった。」

この言葉の意味は、沖縄が今、背負わされている問題の発端は、「日本」への「復帰」から始まっていることなのです。横暴かつ野蛮な米軍支配下から逃れるために沖縄の人たちはその救いを日本国家に求めました。しかし、日本政府はアメリカと密約まで結んで、沖縄の願いを裏切り、基地を集中化・固定化させていったのです。

アメリカから土地を取り上げられ、一貫した非暴力抵抗の姿勢で伊江島でたたかって来られた阿波根昌鴻さんは、「命こそ宝～沖縄反戦の心～」（岩波新書）の中で次のように語っておられます。「わしらが本土復帰を念願し、62年から毎年4月28日に行われていた復帰をめざす海上大会に欠かさず参加していたのは、何より平和憲法の下に復帰することを願っていたからであります。財産も権利も生命も無視され、踏みにじられていた米軍の占領下から解放され、基地もなくなって、沖縄人の

沖縄になる、そして平和に暮らすことができると信じておりましたし、そうでなければいけないかと思っておりました。だがそれはなりませんでした。日本米安保条約というものがあったからです。」の阿波根昌鴻さんの言葉から40年。いったい何が変わったのでしょうか。何も変わっていないのではないかのでしょうか。



米軍と交渉する阿波根昌鴻氏・金城実氏作↑

2010年には鳩山元首相は普天間基地の移設先を「最低でも県外」という公約を掲げました。沖縄の人たちは、日本の代表者である総理大臣の言葉を信じ、今度こそ普天間基地が動くと心を躍らせたに違いありません。がしかし、結果は周知の通りであります。長年の念願であった普天間基地「返還」への期待が一気に高まっただけに、失望はあまりにも大きかったです。まるで、40年前の出来事の再現のように思われます。

今、沖縄の人々は新たな恫喝にさらされています。世界一危険な普天間基地を固定化させるのか、辺野古に新基地を建設するのかと、答えない二者択一の選択を迫られているのです。許しがたい暴挙であり、沖縄への差別であります。日本国土の0.6%にしかすぎない沖縄に在日米軍基地の74%を沖縄に集中させています。そのことの痛みを自分の痛みとして感じることのできる「ヤマトンチュ（日本人）」は一体どれだけいるのでしょうか。「ヤマト」の側が変わらなければ、「沖縄」は変わらないことは、明々白々であります。

★☆あいりんコラム☆★

「あいりん」は京都市内に15カ所ある、障がい者地域生活支援センターの一つです。障がいのある方（児童を含む）、ご家族の生活上の希望や困りごと等の相談をお聞きし、どんなことができるのか一緒に考えています。

高齢の親御さんと3人暮らしだったAさんは、知的障がいがあり、1人で外出することはできず、どこに行くのも親御さんと一緒にしました。父が亡くなり、母が緊急で入院することになった時、施設への短期入所も検討されましたが、Aさんは「自宅で生活したい」という強い希望をお持ちでした。その一方で、母や親戚は、「火やお金の扱い等に心配がある」と話されました。

福祉事務所等の関係機関と話し合い、平日はデイサービスで過ごし、ヘルパーが夕方に買い物・調理・入浴の準備・洗濯・掃除を行うことになりました。

デイサービスやヘルパーとの活動で、Aさんは買い物・公共交通機関の利用の仕方を積み重ね、朝食や日用品等は1人でなじみの店舗に行き、購入できるようになりました。

お母さんが亡くなられた現在、Aさんは民生委員、近所やお店のなじみの方の支えもあり、サービスを受けながら地域での1人暮らしを続けられています。（福野）

2012年 夏期献金のお願い —これからの“地域”を見据えて—

当センターが、この向島の地に誕生してから、早くも32年が経過いたしました。今まで、皆様方のご理解とご支援によって支えられ、活動を続けることが出来ましたこと、心より感謝します。

2012年4月からの、「自立支援法」「児童福祉法」の「改正案」が示されました。来年度からは新しい枠組みのもとで動き出すことになります。

しかし、どのような法律や制度ができたとしても、隙間はできてしまいます。私たちは、その隙間を埋めていく働きを、これからも続けていきたいと願っております。その働きのために、皆さまからのご支援、ご協力をお願いいたします。

これまででも皆様方には多額の献金をして頂いているにもかかわらず、新たなお願いをさせて頂くのは、誠に恐縮ですが、今年度も夏期献金にご協力頂きますよう、改めてお願いを申し上げる次第でございます。

《夏期献金・要項》

目的：障がい児・者とその家族とが地域で安心して暮らしていくことができる為に、
愛隣館研修センターの今後の活動を支援する

目標金額： 3,000,000円 ※ 口数、金額ともに任意です。

送金方法： 郵便振替 01020-5-39321

口座名： 社会福祉法人イエス団 愛隣館研修センター

を備スうい止ち江かん用を▼がので▼配後岩よ日つ送機▼り感号ン▼
許・普戦る行がで▼です才こ強へ、こ備、國うにて船をオま想完タ愛
さ原レ争▼動体も岩いるスの行リ沖のさ普でと強いが載スすお成！隣
な發イの人をを多国るこ普へ再パ繩タれ天試し行る岩せ普(待)ニ館
ぞののたの展はくでのとレリ開ツ東イる間運て搬▼国たレちごユ研
！再強め命開つのもだをイバサド村ミとに転い入二に民イし意！研
稼行のをして人、ろ目がツれ工高シい本しるさ十向間1て見ス修
働配才奪て阻た高う論使ドた事江グう格た▼れ三か輸2おご^スセ

★編集後記★
た休くタ▽
だ館十！愛
き日三は隣
ます。と日、館
さま八研
せで月修
て夏七セ
い期日ン

★お知らせ★